

## 第45回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年5月12日（水）15：00～

場所：県庁7階 災害対策本部室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

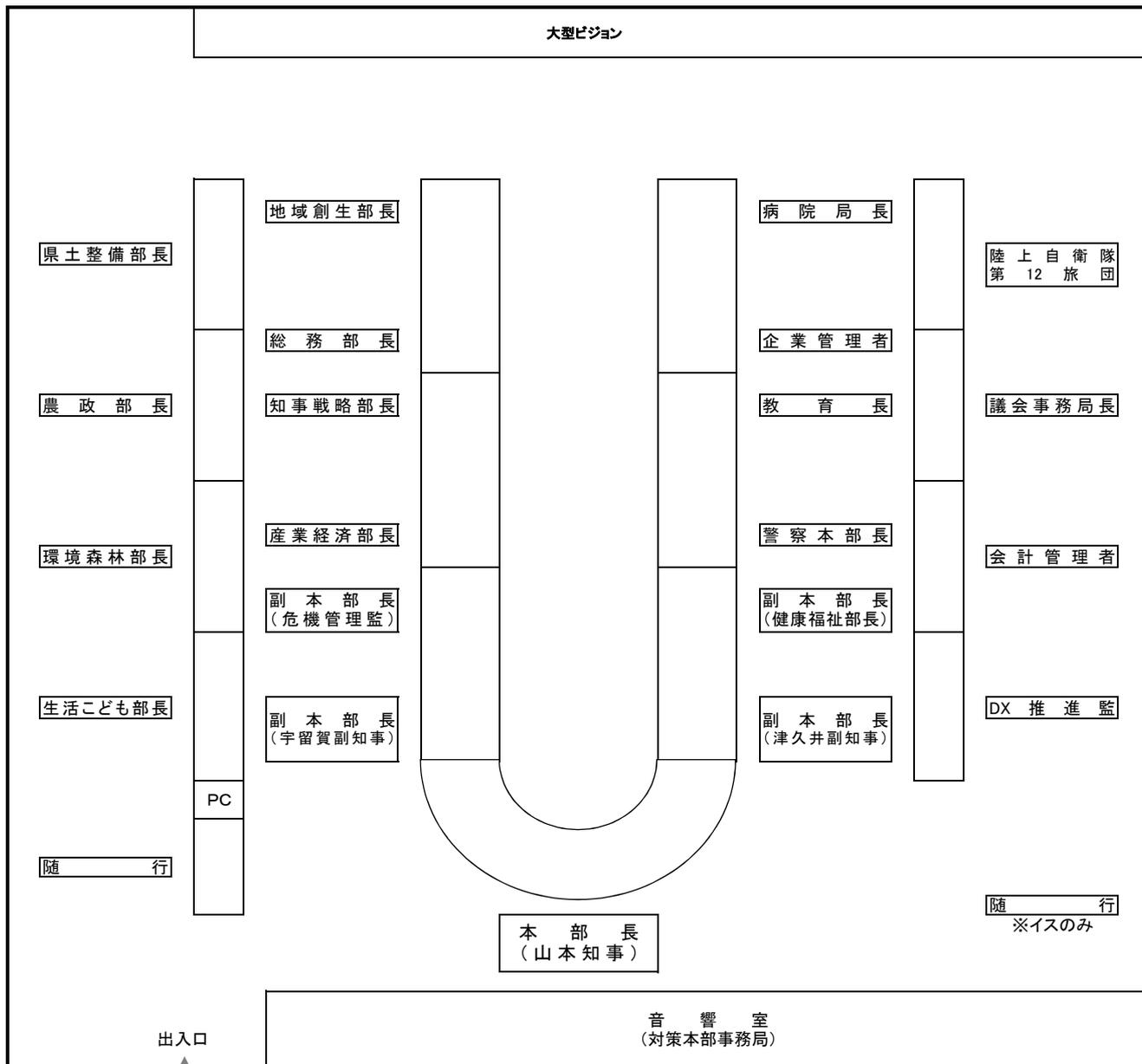
(1) 県内の感染状況および「まん延防止等重点措置」の要請について

(2) その他

### 4 閉 会

# 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

(県庁7階 災害対策本部室)



# ＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値※ (5/11)	過去最高値
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 <b>20</b> 人/日	<b>77.7</b> 人	<b>77.7</b> 人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 <b>50</b> %	<b>40.8</b> %	<b>73.3</b> %
	(3)検査の陽性率	平均 <b>7</b> %	<b>10.5</b> %	<b>18.9</b> %
2 医療提供体制	(1)重症例への診療体制	①人工呼吸器使用 <b>1 / 2</b>	74台中 <b>17</b> 台	<b>17</b> 台
		②うちECMO使用 <b>1 / 3</b>	12台中 <b>3</b> 台	<b>5</b> 台
	(2)病床の稼働率 (432床中)	警戒度1 <b>15</b> %未満 警戒度2 <b>15</b> %以上 警戒度3 <b>40</b> %以上 警戒度4 <b>70</b> %以上	<b>62.5</b> %	<b>74.8</b> %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。

※ 1の(1)～(3)は**1週間**の移動平均。

※ 陽性率は、推定値で民間・病院の検査結果により後日変動します。

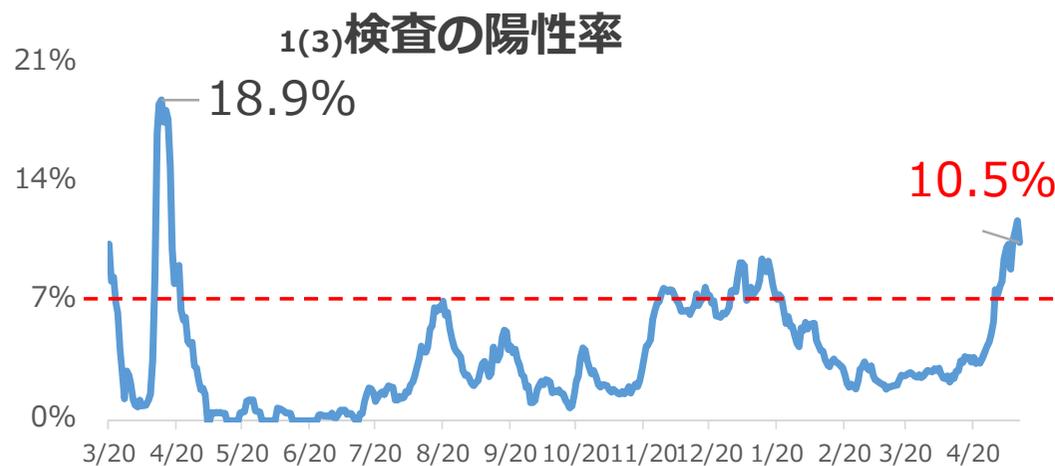
# 判断基準 客観的な数値の推移



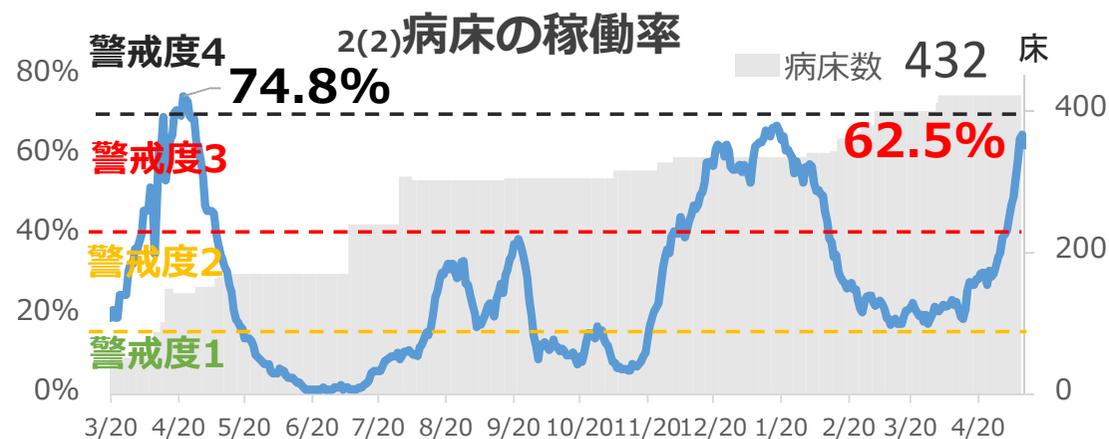
※ 1(1)~(3)は1週間の移動平均値



※R2.5.11~8.3は判明数が少ないため、割合ではなく人数で判断



※ 検査には、抗原検査を含みます。(R2.5.31~)  
 ※ 陽性率は、推定値で民間・病院の検査結果により後日変動します。



# まん延防止等重点措置（案）：5/●～●/● ※国と調整中 R3.5.12 危機管理課

区分	市町村	県民への要請		イベント開催			
		外出等		収容率		開催時間	
措置区域	10市町 (前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活に必要な場合を除き、日中を含めた不要不急の外出自粛</li> <li>午後8時以降、飲食店にみだりに出入りすることは、自粛</li> </ul>		大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声、声援等が想定されるもの	5,000人	午後9時まで
				飲食を伴うが発声がないもの			
その他の区域	上記以外の25市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外（特に緊急事態宣言地域）との不要不急の往来は、自粛</li> <li>路上や公園等における集団での飲酒は、自粛</li> </ul>		100%以内	50%以内		

※詳細は別添のとおり（収容率又は人数制限の小さいほう）

# まん延防止等重点措置（案）：5/●～●/● ※国と調整中 R3.5.12 危機管理課

区分	市町村	事業者への要請		その他
		時短要請（5/●～●/●） ※国と調整中		
		飲食店	その他の施設	
措置区域	10市町 （前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町）	<b>【業種】</b> 飲食店、喫茶店、バー等 <b>【営業時間】</b> 午前5時から午後8時 （酒類提供は終日、自粛） ※詳細は別添のとおり	<b>【業種】</b> 劇場、集会場、運動施設、博物館、遊技場、物販販売業を営む店舗、サービス業を営む店等 <b>【営業時間】</b> 午前5時から午後8時 （イベント開催時は午後9時まで） ※1,000㎡超は特措法に基づく要請 ※1,000㎡以下は法に基づかない働きかけ ※詳細は別添のとおり	・高齢者施設・病院における直接面会禁止 ・テレワーク等により出勤者の7割減を目標
その他の区域	上記以外の25市町村	<b>【業種】</b> 同上 <b>【営業時間】</b> 同上 （酒類提供は午前11時から午後7時まで） ※詳細は別添のとおり	<b>【業種】</b> 同上 <b>【営業時間】</b> 同上 ※面積にかかわらず、法に基づかない働きかけ ※詳細は別添のとおり	

(案)

## まん延防止重点措置への移行に伴う県立学校の対応について

令和3年5月12日

教育委員会

### 【登校】

- 指定された市町村において、複数の学校でクラスターが発生するなど、感染拡大が見られた場合、地域の状況に応じて分散登校を検討。
- 分散登校を実施した場合、1人1台パソコンを活用したオンライン等による生活・学習支援を実施。

### 【部活動】

- 通常登校の場合、部活動は現状どおり。  
(校内での感染リスクの低い活動を実施)  
(対外試合等、他校との交流は自粛)
- 分散登校の場合は、部活動は休止。
- 高校総体など、全国大会につながる大会等への参加は可。

※ 市町村教育委員会に対しては、県立学校の対応を参考に適切な対応を依頼。